

○ 旅館業法(昭和二十三年法律第三百三十八号)(附則第七条関係)

改正案	現行
<p>第八条 都道府県知事は、営業者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律に基づく処分に違反したとき、又は第三条第二項各号(第四号を除く。)に該当するに至つたときは、同条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて旅館業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。営業者(営業者が法人である場合におけるその代表者を含む。)又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該旅館業に関し次に掲げる罪を犯したときも、同様とする。</p> <p>一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第七百七十四条、第七百七十五条、第八十二条又は第八十三条の罪</p> <p>二 四 (略)</p>	<p>第八条 都道府県知事は、営業者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律に基づく処分に違反したとき、又は第三条第二項各号(第四号を除く。)に該当するに至つたときは、同条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて旅館業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。営業者(営業者が法人である場合におけるその代表者を含む。)又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該旅館業に関し次に掲げる罪を犯したときも、同様とする。</p> <p>一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第七百七十四条、第七百七十五条又は第八十二条の罪</p> <p>二 四 (略)</p>